

## みやぎ農山漁村デジタルトランスフォーメーション推進事業支援対象者公募要領

### 1 趣旨

農山漁村地域のアグリテックの導入と一体的に農山漁村生活におけるデータ連携とI o T等ネットワークを活用して「誰でもできる農業」、「住みたくなる(住みやすい)農山漁村」を実現するため、関係者の連携を強化し、地域の実情にあったデジタル技術を活用した農山漁村デザインの策定の取組を支援し、農山漁村の活性化と稼げる地域づくりを行うことを目的とします。

### 2 支援対象者の資格要件

県内の市町村であって、次に掲げる全ての要件を満たす者となります。

- (1) 農山漁村の地域課題の解決や地域活性化を図るため、I o T, A I等を活用したデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)に意欲を持ち、DXの活用に向けた新たな取組の構想があること。
- (2) 上記(1)に掲げる取組を的確に遂行する能力があり、将来とも継続的な活動が見込まれること。

### 3 支援内容

県が別に発注する受託者が、DXの活用に必要な、有効かつ実効的な手法の検討や導入に向けて、支援対象者と伴走しながら必要な助言・指導等を行うとともに、農山漁村DX地域戦略計画の策定のモデル地区として支援を行います。

#### <検討例>

- 事業コンセプトの検討・策定
- 地域の実情に応じたDXの活用方法  
など

#### <受託者による具体的支援の例>

- 事業を検討していくために必要な合意形成の場のファシリテーター
- ワークショップや勉強会の企画・運営
- 専門家講師の選定、講義の企画・運営
- その他事業全体の進行管理  
など

※ ここに示したものは一例であり、地域の意向を踏まえて検討すべき事項を洗い出し、必要な支援内容を設計していきます。

### 4 支援対象期間

令和4年度とし、支援対象期間終了後は本事業による取組の自走運営を目指していただきます。ただし、事業実施期間については、別途県が発注する受託者との契約締結の日から契約満了の日までとします。

### 5 申込方法

#### (1) 提出書類

本業務における支援対象者の申込みは、下記書類を県に提出するものとします。

(イ) DX構想概要調書（別紙様式第1号）

(2) 提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県農政部農山漁村なりわい課 中山間振興班

電話番号：022-211-2874 ファクシミリ番号：022-211-2416

E-mail：nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp

(3) 書類提出に当たっての注意事項等

(イ) 提出後の書類については、決定、不決定に関わらず返却いたしませんので御了承ください。

(ロ) 提出された書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

6 受付期間

令和4年8月10日（水）から令和4年8月31日（水）まで

7 選定方法

(1) 書類確認

提出された書類については、記載内容及び必要書類について確認し、必要に応じて問い合わせをさせていただきます。

(2) 審査委員会

支援対象者を決定するため、農政部農山漁村なりわい課長が別に定めるところにより設置する審査委員会を開催します。開催に当たって、支援対象者の出席を求める場合には、市町村長に対して事前に通知いたします。通知を受けた支援対象者は、指定された場所及び時間において、提出書類の内容説明を行い、委員からの質疑を受けていただきます。

なお、審査委員会出席に伴う交通費は、自己負担とさせていただきます。

(3) 採択予定

1 市町村

#### (4) 審査の基準

次に掲げる事項について総合的に判断し、決定します。

評価項目	評価事項
(1) 事業構想	<ul style="list-style-type: none"><li>☞ 地域の現状や課題を認識・整理できているか。</li><li>☞ 地域が抱える課題に対して、これまでどのような取組を実施しているか。</li><li>☞ 農山漁村DXに取り組む目的が明確か。</li><li>☞ 市町村におけるDX全体方針（または類似する計画）と整合が図られているか。</li></ul>
(2) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>☞ 事業遂行に必要な組織体制（関係団体を含む）が図られ、地域住民の意思が反映されるなど適切な人員確保がなされているか。</li><li>☞ 外部人材の参画や協働、他団体との連携が図られており、その役割分担は適切であるか。</li></ul>
(3) 実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>☞ 地域の実情や自走運営を目標としていることを踏まえ、今後の活動構想が示されているか。</li></ul>
(4) 継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>☞ 実施体制、地域住民の参画及び外部との連携等（今後の目標を含む）を勘案し、支援期間終了後も自立した事業継続が見込まれるか。</li><li>☞ 市町村にとって新たな取組であり、既存の取組がある場合は、これまでの取組を超える新たな到達点を目指しているか。</li></ul>

#### (5) 審査結果

支援対象者の決定後、市町村長に対し、速やかに決定又は不決定の結果を通知します。

### 8 本事業の全般に係る問い合わせ先

宮城県農政部農山漁村なりわい課 中山間振興班

- ☐ 所在地                   〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁行政庁舎10階
- ☐ 電話番号               022-211-2874（直通）
- ☐ ファクシミリ番号   022-211-2416
- ☐ E-mail                 nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp